

福井県丹南広域組合出納事務決裁規程

平成 2年10月 1日 訓令第3号
改正 平成 8年 5月29日 訓令第3号
改正 平成10年 4月 1日 訓令第2号
改正 平成19年 4月 1日 訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 会計管理者の権限に属する事務を常時会計管理者に代って決裁することをいう。
- (2) 代決 会計管理者の権限に属する事務を会計管理者に代って決裁することをいう。

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

- 2 会計管理者および事務局長が共に不在のときは、事務局次長または総務課長の職にあるものがその事務を代決する。
- 3 会計管理者、事務局長、事務局次長および総務課長の職にあるものが共に不在のときは総務課参事または総務課長補佐の職にあるものがその事務を代決する。
- 4 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項についてはこのかぎりでない

(専決事項)

第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件100万円未満の調定通知に関すること。
- (2) 別表に定める科目の支出に関すること。
- (3) 過誤納金還付に係る支出に関すること。
- (4) 歳入歳出外現金に関すること。
- (5) 予算の流用、年度更正、科目更正、会計更正および予備費の充用に係る通知の処理に関すること。
- (6) 資金前渡および概算払の精算に関すること。
- (7) 郵便振替貯金の受払に関すること。

- (8) 口座振替払および隔地払に関すること。
- (9) 有価証券の出納保管に関すること。
- (10) その他軽易な事件を処理すること。

(重要事項等の専決)

第5条 この訓令に定める専決事項であっても、当該事項が次の各号の一に該当するときは、会計管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、または重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義もしくは重大な紛争があるとき、または処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について、特に会計管理者に指示を受けたとき。
- (5) その他会計管理者において内容を了知しておく必要があると認められるとき。

附 則

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成8年訓令第3号）

この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

専決事項

区 分		専決することができる金額	
節	細節		
1	報酬	全部	
2	給料	全部	
3	職員手当等	全部	
4	共済費	全部	
7	貸金	全部	
8	報償費	20万円未満	
9	旅費	10万円未満	
10	交際費	20万円未満	
11	需用費		
	01	消耗品費	20万円未満
	02	燃料費	全部
	03	食糧費	20万円未満
	04	印刷製本費	50万円未満
	05	光熱水費	全部
	06	修繕費	50万円未満
	07	賄材料費	30万円未満
08	医薬材料費	50万円未満	
12	役務費	20万円未満	
13	委託料	50万円未満	
14	使用料および貸借料	50万円未満	
15	工事請負費	100万円未満	
16	原材料費	50万円未満	
17	公有財産購入費	20万円未満	
18	備品購入費	50万円未満	
19	負担金補助および交付金	20万円未満	
20	扶助費	100万円未満	
21	貸付金	100万円未満	
22	補償補てんおよび賠償金	20万円未満	
23	償還金利子および割引料	全部	
24	投資および出資金	20万円未満	
25	積立金	50万円未満	
26	寄附金	20万円未満	
27	公課費	全部	
28	繰出金	20万円未満	